

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年10月20日

【会社名】 株式会社e s t i e

【英訳名】 estie, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 平井 瑛

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番2号

【電話番号】 050-1743-8018(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役C F O 上田 来

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番2号

【電話番号】 050-1743-8018(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役C F O 上田 来

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	45,475,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	6,118,098,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	925,830,500円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、S M B C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。
詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照ください。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年10月1日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集50,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し6,492,100株(引受人の買取引受による売出し5,638,800株・オーバーアロットメントによる売出し853,300株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を2026年10月20日開催の取締役会において決定したため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 3 配当政策」及び「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「7 当社指定販売先への売付け(親引け)について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

4 第三者割当増資について

5 ロックアップについて

7 当社指定販売先への売付け(親引け)について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	50,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2026年10月1日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2026年10月20日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに2026年10月1日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、853,300株を上限として、SMBC日興証券株式会社が当社株主である平井瑛(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2026年10月1日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式853,300株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	50,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2026年10月1日開催の取締役会決議によっております。

2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに2026年10月1日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、853,300株を上限として、SMBC日興証券株式会社が当社株主である平井瑛(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2026年10月1日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式853,300株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

（訂正前）

2026年10月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2026年10月20日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	45,475,000	24,610,000
計(総発行株式)	50,000	45,475,000	24,610,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2026年10月1日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2026年10月28日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,070円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は53,500,000円となります。

(訂正後)

2026年10月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2026年10月20日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額909.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	45,475,000	<u>24,955,000</u>
計(総発行株式)	50,000	45,475,000	<u>24,955,000</u>

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2026年10月1日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2026年10月28日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 仮条件(1,070円～1,100円)の平均価格(1,085円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は54,250,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2026年10月29日(木) 至 2026年11月4日(水)	未定 (注) 4	2026年11月5日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2026年10月20日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年10月28日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年10月20日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2026年10月28日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2026年10月28日に決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2026年11月6日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、2026年10月21日から2026年10月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

(訂正後)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	909.50	未定 (注) 3	100	自 2026年10月29日(木) 至 2026年11月4日(水)	未定 (注) 4	2026年11月5日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,070円以上1,100円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年10月28日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(909.50円)及び2026年10月28日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2026年10月28日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年11月6日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2026年10月21日から2026年10月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(909.50円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、払込期日まで に払込取扱場所へ引受 価額と同額を払込むこ とといたします。 3. 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番21号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目 4 番地		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目 2 番 1 号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目 3 番 6 号		
計	—	50,000	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、2026年10月20日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年10月28日)に元引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	36,500	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、払込期日まで に払込取扱場所へ引受 価額と同額を払込むこ とといたします。 3. 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	10,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	2,500	
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	500	
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番21号	200	
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目 4 番地	100	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目 2 番 1 号	100	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目 3 番 6 号	100	
計	—	50,000	—

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2026年10月28日)に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
49,220,000	25,000,000	24,220,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,070円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
49,910,000	25,000,000	24,910,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,070円～1,100円)の平均価格(1,085円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額24百万円に、本第三者割当増資の手取概算額上限839百万円を合わせた、手取概算額合計上限864百万円については、①借入金の返済に775百万円、②企業買収に係る資金に89百万円を、それぞれ充当する予定であります。

当社グループは、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、1.既存顧客への提供価値の拡大（顧客単価の向上）、2.顧客数の拡大、3.提供領域の拡張による対象市場の拡大、の3点を成長戦略の柱としております。上記の調達資金は、当該成長戦略の実行を財務面から支えるため、次のとおり充当する方針であります。

① 借入金の返済 775百万円（2027年12月期：475百万円、2028年12月期：300百万円）

当社グループは、これまで、上記1及び2の実現に必要なプロダクトの開発を中心とした運転資金（開発に従事するエンジニア及び営業人員に係る人件費、採用関連費用並びに外部委託費等）の一部を、金融機関からの借入れにより調達してまいりました。当社グループの事業は、顧客との契約時に契約期間分の対価を受領する契約形態を採ることから、損益の改善に先行して営業活動によるキャッシュ・フローが改善する構造にありますが、事業基盤の構築に向けた先行投資を継続する過程においては、外部からの資金調達が必要であったためであります。

上記の調達資金をもって当該借入金を返済することにより、有利子負債を圧縮して財務基盤の安定性を高めるとともに、今後、営業活動により創出する資金を、元本の返済に優先して上記1から3の成長投資に配分できる財務構造とすることを企図しております。

② 企業買収に係る資金 89百万円（2027年12月期：89百万円）

上記3.提供領域の拡張については、自社単独での開発によるほか、事業の譲受け、株式の取得及び資本業務提携を活用して進める方針であり、その所要資金に充当いたします。当社グループは、不動産関連業務のうち当社グループが現に支援していない領域について、自社開発により対応する場合には相応の期間を要する一方、既に当該領域で事業を営む会社を取得することにより、顧客に対して提供し得るサービスの範囲を短期間で拡張し得ると考えており、これまでも当該手段を用いて事業領域を拡張してまいりました。

なお、本書提出日現在において、具体的に決定している案件はありません。個別の案件は、社内規程に基づき取締役会において投資意義及び取引条件の妥当性を検討のうえ決定することとしており、対象会社の選定にあたっては、当社グループの既存の顧客基盤又はデータ基盤との補完関係を重視する方針であります。上記の期間内に充当すべき案件が生じなかった場合には、当該資金は上記①の借入金の返済又は運転資金に充当いたします。

また、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（訂正後）

上記の差引手取概算額24百万円に、本第三者割当増資の手取概算額上限851百万円を合わせた、手取概算額合計上限876百万円については、①借入金の返済に775百万円、②企業買収に係る資金に101百万円を、それぞれ充当する予定であります。

当社グループは、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、1.既存顧客への提供価値の拡大（顧客単価の向上）、2.顧客数の拡大、3.提供領域の拡張による対象市場の拡大、の3点を成長戦略の柱としております。上記の調達資金は、当該成長戦略の実行を財務面から支えるため、次のとおり充当する方針であります。

① 借入金の返済 775百万円（2027年12月期：475百万円、2028年12月期：300百万円）

当社グループは、これまで、上記1及び2の実現に必要なプロダクトの開発を中心とした運転資金（開発に従事するエンジニア及び営業人員に係る人件費、採用関連費用並びに外部委託費等）の一部を、金融機関からの借入れにより調達してまいりました。当社グループの事業は、顧客との契約時に契約期間分の対価を受領する契約形態を採ることから、損益の改善に先行して営業活動によるキャッシュ・フローが改善する構造にありますが、事業基盤の構築に向けた先行投資を継続する過程においては、外部からの資金調達が必要であったためであります。

上記の調達資金をもって当該借入金を返済することにより、有利子負債を圧縮して財務基盤の安定性を高めるとともに、今後、営業活動により創出する資金を、元本の返済に優先して上記1から3の成長投資に配分できる財務構造とすることを企図しております。

② 企業買収に係る資金 101百万円（2027年12月期：101百万円）

上記3.提供領域の拡張については、自社単独での開発によるほか、事業の譲受け、株式の取得及び資本業務提携を活用して進める方針であり、その所要資金に充当いたします。当社グループは、不動産関連業務のうち当社グループが現に支援していない領域について、自社開発により対応する場合には相応の期間を要する一方、既に当該領域で事業を営む会社を取得することにより、顧客に対して提供し得るサービスの範囲を短期間で拡張し得ると考えており、これまでも当該手段を用いて事業領域を拡張してまいりました。

なお、本書提出日現在において、具体的に決定している案件はありません。個別の案件は、社内規程に基づき取締役会において投資意義及び取引条件の妥当性を検討のうえ決定することとしており、対象会社の選定にあたっては、当社グループの既存の顧客基盤又はデータ基盤との補完関係を重視する方針であります。上記の期間内に充当すべき案件が生じなかった場合には、当該資金は上記①の借入金の返済又は運転資金に充当いたします。

また、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

2026年10月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	5,638,800	<u>6,033,516,000</u>	東京都文京区本郷七丁目3番 1号 UTEC4号投資事業有限責任組 合 3,377,300株
				東京都千代田区大手町一丁目 9番6号 株式会社日本政策投資銀行 819,900株
				東京都渋谷区渋谷二丁目17番 1号 グローバル・ブレイン8号投 資事業有限責任組合 334,900株
				東京都中央区 平井 瑛 300,000株
				P0 Box 2681, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town, Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands Globis Fund VI, L.P. 171,000株
				東京都千代田区二番町5番地 1 グロービス6号ファンド投資 事業有限責任組合 168,800株
				P0 Box 2681, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town, Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands Globis Fund VI-S, L.P. 98,900株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				東京都千代田区二番町5番地 1 グロービス6号Sファンド投資 事業有限責任組合 97,700株
				東京都新宿区 上田 来 94,300株
				東京都目黒区 束原 悠吾 88,000株
				神奈川県横浜市青葉区 岩成 達哉 88,000株
計(総売出株式)	—	5,638,800	6,033,516,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式5,638,800株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「海外販売株数」という。)されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)の上限であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2026年10月28日)に決定されます。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
UntroDクロスオーバーインパクトファンド2号投資事業有限責任組合	(取得金額500百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定)	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
三井不動産株式会社	(取得金額300百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定)	業務提携に関する基本合意を締結している先であり、今後も関係性を維持・発展させていくため
三菱地所株式会社	(取得金額300百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定)	業務提携に関する基本合意を締結している先であり、今後も関係性を維持・発展させていくため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。
7. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
8. 売価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売価(1,070円)で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

(訂正後)

2026年10月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	5,638,800	<u>6,118,098,000</u>	東京都文京区本郷七丁目3番 1号 UTEC4号投資事業有限責任組 合 3,377,300株
				東京都千代田区大手町一丁目 9番6号 株式会社日本政策投資銀行 341,400株
				東京都渋谷区渋谷二丁目17番 1号 グローバル・ブレイン8号投 資事業有限責任組合 334,900株
				東京都中央区 平井 瑛 548,800株
				P0 Box 2681, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town, Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands Globis Fund VI, L.P. 171,000株
				東京都千代田区二番町5番地 1 グロービス6号ファンド投資 事業有限責任組合 168,800株
				P0 Box 2681, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town, Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands Globis Fund VI-S, L.P. 98,900株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				東京都千代田区二番町5番地 1 グロービス6号Sファンド投資 事業有限責任組合 97,700株
				東京都新宿区 上田 来 100,000株
				東京都目黒区 束原 悠吾 100,000株
				神奈川県横浜市青葉区 岩成 達哉 100,000株
				東京都中央区 青木 信 100,000株
				東京都世田谷区 田中 陸 100,000株
計(総売出株式)	—	5,638,800	6,118,098,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式5,638,800株のうちの一部が、SMBC日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「海外販売株数」という。)されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)の上限であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2026年10月28日)に決定されます。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 7 当社指定販売先への売付け(親引け)について」をご参照ください。なお、当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
UntroDクロスオーバーインパクトファンド2号投資事業有限責任組合	上限467,200株	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
三井不動産株式会社	上限280,300株	業務提携に関する基本合意を締結している先であり、今後も関係性を維持・発展させていくため
三菱地所株式会社	上限280,300株	業務提携に関する基本合意を締結している先であり、今後も関係性を維持・発展させていくため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。
7. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。
8. 売価額の総額は、仮条件(1,070円～1,100円)の平均価格(1,085円)で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	853,300	<u>913,031,000</u>	東京都千代田区丸の内三丁目3番1 号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	853,300	<u>913,031,000</u>	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,070円)で算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	853,300	<u>925,830,500</u>	東京都千代田区丸の内三丁目3番1 号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	853,300	<u>925,830,500</u>	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,070円～1,100円)の平均価格(1,085円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

4 第三者割当増資について

(訂正前)

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2026年10月1日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 853,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	2026年12月9日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2026年10月20日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2026年10月28日に決定します。

(訂正後)

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2026年10月1日及び2026年10月20日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 853,300株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき909.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)
(4)	払込期日	2026年12月9日(水)

- (注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2026年10月28日に決定します。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 ロックアップについて

(訂正前)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である平井瑛、売出人である株式会社日本政策投資銀行、Globis Fund VI, L.P.、グロービス6号ファンド投資事業有限責任組合、東原悠吾、岩成達哉、上田來、Globis Fund VI-S, L.P.及びグロービス6号Sファンド投資事業有限責任組合並びに当社株主であるHRI株式会社、グロービス7号Sファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund VII-S, L.P.、ZFP第2号投資事業有限責任組合、三菱UFJ信託銀行株式会社及びSuMi TRUSTイノベーション投資事業有限責任組合は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して512日目の2028年3月31日までの期間(以下「ロックアップ期間①」という。)中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、SMBC日興証券株式会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

当社株主であるVertex Growth Fund II Pte. Ltd.は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)のうち572,100株(以下「対象株式①」という。)についてはロックアップ期間①中、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)のうち対象株式①を除く286,100株(以下「対象株式②」といい、対象株式①と総称して「対象株式」という。)については本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の2027年2月3日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象株式及び対象株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、SMBC日興証券株式会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

当社株主である青木信、田中陸及び農林中央金庫並びに当社新株予約権者である松島陽介、国立大学法人東京大学及びその他75名は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2027年5月4日までの期間(以下「ロックアップ期間②」という。)中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間②中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

（訂正後）

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である平井瑛、売出人である株式会社日本政策投資銀行、Globis Fund VI, L.P.、グロービス6号ファンド投資事業有限責任組合、東原悠吾、岩成達哉、上田來、青木信、田中陸、Globis Fund VI-S, L.P.及びグロービス6号Sファンド投資事業有限責任組合並びに当社株主であるHRI株式会社、グロービス7号Sファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund VII-S, L.P.、ZFP第2号投資事業有限責任組合、三菱UFJ信託銀行株式会社及びSuMi TRUSTイノベーション投資事業有限責任組合は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して512日目の2028年3月31日までの期間(以下「ロックアップ期間①」という。)中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、SMBC日興証券株式会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

当社株主であるVertex Growth Fund II Pte. Ltd.は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)のうち572,100株(以下「対象株式①」という。)についてはロックアップ期間①中、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)のうち対象株式①を除く286,100株(以下「対象株式②」といい、対象株式①と総称して「対象株式」という。)については本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の2027年2月3日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象株式及び対象株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、SMBC日興証券株式会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

当社株主である農林中央金庫並びに当社新株予約権者である松島陽介、国立大学法人東京大学及びその他75名は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2027年5月4日までの期間(以下「ロックアップ期間②」という。)中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間②中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日(当日を含む)後180日目の2027年5月4日までの期間中は、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

7 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先(親引け先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

(UntroDクロスオーバーインパクトファンド2号投資事業有限責任組合)

a. 親引け先の概要	名称	UntroDクロスオーバーインパクトファンド2号投資事業有限責任組合
	所在地	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称 UntroDクロスオーバーインパクトファンド2号有限責任事業組合 所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 管理担当組合員 UntroD Capital Japan株式会社 職務執行者 藤井 昭剛 ヴィルヘルム
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資本関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするためであります。
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、467,200株を上限として、2026年10月28日(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組合員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(三井不動産株式会社)

a. 親引け先の概要	名称	三井不動産株式会社
	本店の所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 植田 俊
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第114期 (2025年4月1日～2026年3月31日) 2026年6月24日 関東財務局長に提出
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資本関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先と取引関係を有しております。
c. 親引け先の選定理由		業務提携に関する基本合意を締結している先であり、今後も関係性を維持・発展させていくためであります。
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、280,300株を上限として、2026年10月28日(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(三菱地所株式会社)

a. 親引け先の概要	名称	三菱地所株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
	代表者の役職及び氏名	代表執行役 執行役社長 中島 篤
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第122期 (2025年4月1日～2026年3月31日) 2026年6月24日 関東財務局長に提出
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資本関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先と取引関係を有しております。
c. 親引け先の選定理由		業務提携に関する基本合意を締結している先であり、今後も関係性を維持・発展させていくためであります。
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、280,300株を上限として、2026年10月28日(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「5 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日(2026年10月28日)に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しにおける売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)	本募集及び 引受人の 買取引受による 株式売出し後の 所有株式数 (株)	本募集及び 引受人の 買取引受による 株式売出し後の 株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
平井 瑛	東京都中央区	3,055,200 (120,000)	17.17 (0.67)	2,506,400 (120,000)	14.04 (0.67)
HRI株式会社	神奈川県横浜市港南区 丸山台四丁目17番25号	2,000,000	11.24	2,000,000	11.21
Vertex Growth Fund II Pte. Ltd.	250 North Bridge Rd, #11-01 Raffles City Tower, Singapore 179101	858,200	4.82	858,200	4.81
株式会社日本政策 投資銀行	東京都千代田区大手町 一丁目9番6号	858,700	4.82	517,300	2.90
Globis Fund VI, L.P.	PO Box 2681, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town, Grand Cayman, KY1- 1111 Cayman Islands	679,200	3.82	508,200	2.85
グロービス6号 ファンド投資事業 有限責任組合	東京都千代田区二番町 5番地1	670,800	3.77	502,000	2.81
UntroDクロスオー バーインパクト ファンド2号投資 事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門二丁 目2番1号	—	—	467,200	2.62
東原 悠吾	東京都目黒区	525,500 (120,000)	2.95 (0.67)	425,500 (120,000)	2.38 (0.67)
岩成 達哉	神奈川県横浜市青葉区	525,500 (120,000)	2.95 (0.67)	425,500 (120,000)	2.38 (0.67)
上田 来	—	525,500 (345,500)	2.95 (1.94)	425,500 (345,500)	2.38 (1.94)
計	—	9,698,600 (705,500)	54.49 (3.96)	8,635,800 (705,500)	48.39 (3.95)

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年10月1日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による株式売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による株式売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年10月1日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(UntroDクロスオーバーインパクトファンド2号投資事業有限責任組合467,200株、三井不動産株式会社280,300株、三菱地所株式会社280,300株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

4. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存でございますが、今後においても当分は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、更なる事業拡大、優秀な人材を確保するための資金等として有効利用してまいりたいと考えております。

当事業年度につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間及び期末配当を基本方針としており、中間配当の決定機関は取締役会、期末配当の決定機関は株主総会となっております。

（訂正後）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存でございますが、今後においても当分は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、更なる事業拡大、優秀な人材を確保するための資金等として有効利用してまいりたいと考えております。

当事業年度につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間及び期末配当を基本方針としており、中間及び期末配当の決定機関は取締役会となっております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

③ 企業統治に関するその他の事項

(訂正前)

h 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(訂正後)

h 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(訂正前)

i 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、株主総会の円滑な運営を行うため、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

(訂正後)

i 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、株主総会の円滑な運営を行うため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。